

JDA 会則の一部改定

平成30年7月

日本脱塩協会

(Japan Desalination Association)

JDA会則の一部改定について

目 次

I. JDA会則の一部改定について	2
-----------------------------	---

I. JDA会則の一部改定について

事務所の設置場所を東京都内に限定せず、日本国内のいずれにもおけるよう、第3条を一部改訂する。

(事務所)

(旧) 第3条 本会は、事務所を東京都内に置く。

(新) 第3条 本会は、事務所を日本国内に置く。

以上